

XI 6次産業化の部

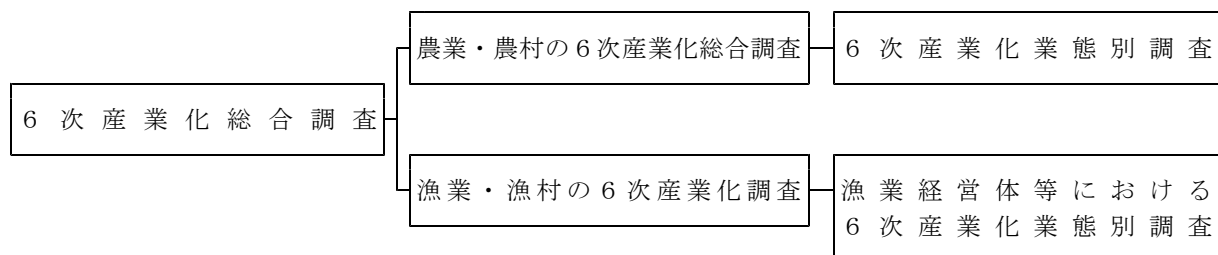
解 説

この部には、「6次産業化総合調査」の結果を収録した。

調査の概要

1 調査の目的及び体系

本調査は、農業者、漁業者等による農水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としている。



2 調査の対象

(1) 農業・農村の6次産業化総合調査

2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」を営む農業経営体及び2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において把握した農産物直売所並びに農協等からの情報収集により把握した農協等が運営する農産加工場、農家レストラン及び農産物の輸出に取り組む農協等としている。

なお、農協等が運営する農家レストラン及び輸出に取り組む農協等については、平成24年度から調査の対象としている。

(2) 漁業・漁村の6次産業化調査

2008年漁業センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））において把握した水産加工場を営む海面漁業経営体及び2008年漁業センサス（流通加工調査）において把握した沿海地区の漁協等が運営する水産加工場（以下「水産加工場」という。）並びに漁協等からの情報収集により把握した海面漁業経営体及び沿海地区の漁業協同組合等が運営する水産物直売所としている。

3 調査対象期間

調査対象期間は平成25年度（平成25年4月1日～26年3月31日）の1年間とした。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成25年度の期間を含む1年間とした。

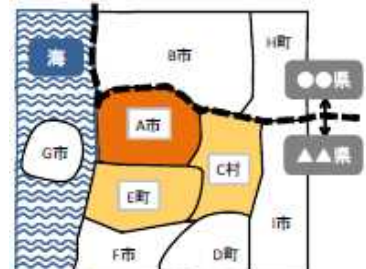
4 調査方法

本調査は、次のいずれかの方法により実施した。

- (1) 本省から調査対象者に調査票及び政府統計共同利用システムのID等を郵送し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する自計調査の方法。
- (2) 統計調査員が調査票及び政府統計共同利用システムのID等を配布し、統計調査員、郵送又はオンラインにより調査票を回収する自計調査の方法。
- (3) 統計調査員が調査対象者に面接し聞き取りにより調査を行う他計調査の方法。

5 定義

事業体	<p>農業生産関連事業を営んでいる農業経営体、農協等が運営する農業生産関連事業の事業所並びに漁業生産関連事業を営んでいる漁業経営体及び漁協等が運営する漁業生産関連事業の事業所をいう。</p> <p>なお、農業経営体及び漁業経営体が同一事業を複数営んでいる場合は、それぞれ1事業体としてカウントした。</p>																		
年間販売（売上）金額	<p>農業生産関連事業及び漁業生産関連事業に係る年間販売（売上）金額は、1年間（4月1日～翌年3月31日）の事業による販売（売上）金額をいう。</p> <p>ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な調査対象期間を含む1年間とした。</p>																		
従事者	<p>農業生産関連事業及び漁業生産関連事業に従事した者をいい、雇用者のほか、世帯員、経営者、役員等も含む。</p>																		
雇用者	<p>農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」をいう。</p>																		
所在市町村・隣接市町村産	<p>事業体の所在する市区町村及びその同一都道府県内の隣接する市区町村（境界が海上の場合は隣接としない。）で生産されたもので、自家生産物以外のものをいう。</p> <p>なお、東京都の「特別区」に所在する事業体については、特別区全体で一つの市区町村とみなし、特別区に隣接する市で生産された農産物は、所在市町村・隣接市町村産としない。</p>																		
通年営業	<p>各事業において1年を通じて、おおむね1週間に5日以上営業している場合をいう。</p> <p>なお、通年営業以外の場合を季節的営業とした。</p>																		
農業経営体	<p>農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業</p> <p>イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業</p> <table border="0" data-bbox="582 1713 1093 2045"> <tr> <td>①露地野菜作付面積</td> <td>15 a</td> </tr> <tr> <td>②施設野菜栽培面積</td> <td>350㎡</td> </tr> <tr> <td>③果樹栽培面積</td> <td>10 a</td> </tr> <tr> <td>④露地花き栽培面積</td> <td>10 a</td> </tr> <tr> <td>⑤施設花き栽培面積</td> <td>250㎡</td> </tr> <tr> <td>⑥搾乳牛飼養頭数</td> <td>1 頭</td> </tr> <tr> <td>⑦肥育牛飼養頭数</td> <td>1 頭</td> </tr> <tr> <td>⑧豚飼養頭数</td> <td>15頭</td> </tr> <tr> <td>⑨採卵鶏飼養羽数</td> <td>150羽</td> </tr> </table>	①露地野菜作付面積	15 a	②施設野菜栽培面積	350㎡	③果樹栽培面積	10 a	④露地花き栽培面積	10 a	⑤施設花き栽培面積	250㎡	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150羽
①露地野菜作付面積	15 a																		
②施設野菜栽培面積	350㎡																		
③果樹栽培面積	10 a																		
④露地花き栽培面積	10 a																		
⑤施設花き栽培面積	250㎡																		
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																		
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																		
⑧豚飼養頭数	15頭																		
⑨採卵鶏飼養羽数	150羽																		



	<p>⑩プロイラー年間出荷羽数 1,000羽</p> <p>⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売金額50万円に相当する事業の規模</p> <p>ウ 農作業の受託の事業</p>
農 協 等	<p>農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合（農業協同組合連合会を含む。以下同じ。）及び農業協同組合が50%以上出資する子会社をいう。</p> <p>なお、上記に加えて、農産物の加工にあつては、農業協同組合の加工場を使用している農業協同組合の下部組織及び生産者グループ（任意組合を含む。以下同じ。）を含み、農産物直売所にあつては、生産者グループ並びに農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売する施設を開設している都道府県、市区町村（市町村及び特別区をいう。以下同じ。）、第3セクター、農業協同組合の下部組織及び民間企業を含む。</p>
農業生産関連事業	<p>農業経営体又は農協等による農産物の加工、農産物直売所、農家レストラン及び輸出並びに農業経営体による観光農園及び農家民宿の各事業をいう。</p> <p>ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は、該当しない。</p>
農産物の加工	<p>農業経営体又は農協等が販売を目的として、自ら又は構成員が生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工（非食品の製造も含む。）することをいう。</p>
農産物直売所	<p>農業経営体又は農協等が自ら生産した農産物（構成員が生産した農産物や農産物加工品を含む。）を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した施設や場所及び農協等が農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売するため開設した場所又は施設をいう。</p> <p>なお、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されたものを含み、無人販売所、移動販売及びインターネットのみによる販売は除く。</p>
観光農園	<p>農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験又はほ場を鑑賞させ代金を得ている事業をいう。</p>
農家民宿	<p>農業経営体が旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して代金を得ている事業をいう。</p>
農家レストラン	<p>農業経営体又は農協等が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員が生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、代金を得る事業をいう。</p>

漁業経営体	<p>利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む世帯又は事業所をいう。</p>
漁協等	<p>水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合（沿海地区に所在するものに限る。また、漁業協同組合連合会を含む。以下同じ。）、漁業協同組合が50%以上出資する子会社、漁業協同組合の下部組織、漁業者グループをいう。</p> <p>なお、漁業協同組合については、漁業経営体に該当する場合であっても漁協等に区分した。</p>
漁業生産関連事業	<p>漁業経営体又は漁協等が、自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物を用いた水産加工又は水産物直売所の事業をいう。</p>
水産物の加工	<p>漁業経営体又は漁協等が販売を目的として、自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物を用いて、加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の常時従業者を使用し水産加工品を製造することをいう。</p>
水産物直売所	<p>食品衛生法に基づき「魚介類販売業」の許可を得て、定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従事者を使用して、漁業経営体又は漁協等が自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物又はその水産加工品を販売している事業所をいう。</p>